

事業者向け太陽光発電設備の設置を支援します

松本市では、ゼロカーボンシティの実現に向け、事業者の太陽光発電設備の導入を加速化する新たな補助制度を来年度創設します。

1 対象・補助の内容

(1) 補助の内容	自家消費を目的として、需要地と同一敷地内に導入する太陽光発電設備に対する固定資産税の課税相当額を補助金として設置事業者に交付します
(2) 対象設備	・令和4年～7年に設置された太陽光発電設備 (需要地と同一敷地内に設置されたもの) ※令和5年度申請対象は令和4年設置分 ・発電出力50kW以上 ・自家消費目的の設置であること (年間発電総量に占める自家消費比率「60%以上」) ※固定価格買取制度の認定を受けた設備は、申請できません
(3) 補助対象者	市内に対象償却資産を有する事業者 ア 当該資産を直接所有する場合 市内で事業を行う事業者(本店等の所在地は問いません) イ PPAによる第三者所有の場合 事業所の所在地は問いません(市外事業者も対象となります)
(4) 補助年数	課税開始年度から起算し、5年間(ただし市外PPA事業者は、3年間)
(5) 制度期間	令和4年～7年設置分 (注意) 賦課期日(毎年1月1日)に所有している償却資産について、翌年度に固定資産税が課税されます。令和5年度に本制度の補助対象となるのは、令和5年1月1日時点で所有している太陽光発電設備です。 ※建物の一部として評価されている場合は補助対象外

2 申請について

令和4年設置分の設備に対する申請は令和5年度より受付開始予定です。

※令和5年設置分は令和6年度に申請受付

詳しくは、松本市ホームページに随時情報を掲載しますので、QRコードからご覧ください。

【お問合せ先】

松本市役所 環境・地域エネルギー課

電話 34-3268 FAX 34-3202

